第２号様式

エキサイトよこはま２２　駐車場整備ルール  
駐車場マネジメントの取組内容　一覧表

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  |  |  | 駐車場整備・運用計画書 提出時 | | | 大規模小売店舗立地法に基づく 事前説明書提出時 | | |
| 駐車場マネジメント の項目 | | | 基本的な駐車場 マネジメント | 〇:実施 △:検討 ×:不可 | 取組内容 | 運用 計画書 関連 ページ | 〇:実施 ×:不可 | 取組内容 | 対策 (不可の場合のみ記入) |
| 駐車場マネジメントの確認事項 | 駐車場整備（施設内駐車場） | イ 駐車場形式及び出入口の適正配置  (1) | ・駐車場形式は、平面自走式又は立体自走式を基本とする。 |  |  |  |  |  |  |
| ・駐車場の出入口の位置及び数は、適正な誘導経路設定に合わせ設定するものとする。 |  |  |  |  |  |  |
| ・物理的な方策による、右折入出庫の防止を検討するものとする。 |  |  |  |  |  |  |
| ・駐車場入庫処理能力の向上を図る。また、入庫待ち滞留スペースを確保するものとする。 |  |  |  |  |  |  |
| ・駐車場内の車両のうろつきを防止するため、適正な場内マネジメントを行い、場内における速やかな入出庫を促す。 |  |  |  |  |  |  |
| ・車椅子使用者等の移動制約者や荷さばき作業のための駐車スペースを十分に確保するなどの利用者ニーズへの対応を図る。 |  |  |  |  |  |  |
| ・開発等の敷地外に駐車場を整備する場合は、敷地外駐車場から対象施設までの円滑な移動環境を確保するものとする。 |  |  |  |  |  |  |
| ウ 動線計画 | ・駐車場への動線は、敷地内・敷地外駐車場ともに左折in左折outを基本とし設定する。 |  |  |  |  |  |  |
| エ 運営方法 (料金収集、 営業時間等) | ・効率的に入出庫させるための工夫を行う。 |  |  |  |  |  |  |
| オ その他円滑な駐車場利用に資する対策等 | ・その他円滑な駐車場利用に資する対策がある場合は、開発者独自の工夫で実施する。 |  |  |  |  |  |  |

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  |  |  | 駐車場整備・運用計画書 提出時 | | | 大規模小売店舗立地法に基づく  事前説明書提出時 | | |
| 駐車場マネジメント の項目 | | | 基本的な駐車場 マネジメント | 〇:実施 △:検討 ×:不可 | 取組内容 | 運用 計画書 関連 ページ | 〇:実施 ×:不可 | 取組内容 | 対策 (不可の場合のみ記入) |
| 駐車場マネジメントの確認事項 | 駐車場連携（連携駐車場）  (2) | ア 連携駐車場の選定 | ・連携駐車場は、基本的にセンターゾーン外において連携が有効に機能する位置に設定し、方面別の需要、対象施設との距離、対象施設への移動環境等に留意して適切な位置に確保する。 |  |  |  |  |  |  |
| ・連携駐車場は現在の利用状況を十分に勘案して選定することとし、【連携①】においては、長期的な利用に当たっての確実な担保が図られることを前提とする。 |  |  |  |  |  |  |
| イ 動線計画 | ・連携駐車場への左折in左折outを基本とした誘導動線を設定する。 |  |  |  |  |  |  |
| ウ 運営方法 (料金収集、 営業時間等) | ・立地条件を考慮した料金体系の導入や、発券、空き情報案内等のシステムの統一を図る。 |  |  |  |  |  |  |
| ・連携駐車場の利用者の利便性確保の工夫を行う。 |  |  |  |  |  |  |
| エ 案内・誘導方法 | ・利用者に対し、連携駐車場の配置や空き情報をリアルタイムにかつ分かりやすく提供し、誘導する工夫を行う。 |  |  |  |  |  |  |
| ・【連携①】において敷地内駐車場が満車の際は、駐車目的車両のうろつきをなくすため、連携駐車場へ直接アクセスするように案内・誘導を行う。 |  |  |  |  |  |  |
| オ その他連携駐車場の利用向上に資する対策等 | ・その他連携駐車場の利用向上に資する対策がある場合は、開発者独自の工夫で実施する。 |  |  |  |  |  |  |

(3)

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  |  |  | 駐車場整備・運用計画書  提出時 | | | 大規模小売店舗立地法に基づく  事前説明書提出時 | | |
| 駐車場マネジメント の項目 | | | 基本的な駐車場 マネジメント | 〇:実施 △:検討 ×:不可 | 取組内容 | 運用計画書 関連ページ | 〇:実施 ×:不可 | 取組内容 | 対策 (不可の場合のみ記入) |
| 駐車場マネジメントの確認事項 | 公共交通利用促進等 | ア 自動車利用者への交通手段転換の促進 | ・開発等の対象施設への来訪者等に対して、自動車以外の交通手段の利用を促すため、公共交通利用の促進に寄与する取組を行う。 |  |  |  |  |  |  |
| イ 公共交通に関する利便性の向上 | ・公共交通利用による開発等の対象施設へのアクセスについて、利便性向上に寄与する工夫を行う。 |  |  |  |  |  |  |
| ウ 自動車以外の交通手段の提供 | ・その他自動車以外の交通手段によるアクセス性向上に寄与する工夫を行う。 |  |  |  |  |  |  |
| 交通管理者との協議 | | | |  |  |  |  |  |  |